

呼値に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程第14条第8項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。

(売買の種類)の指示

第2条 呼値を行うときは、売買の種類を指示するものとし、指示のない呼値は、普通取引に係る呼値とする。

(呼値の効力)

第3条 呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。ただし、業務規程第21条の規定により、売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(基準値段が定まるまでに行われた呼値の取扱い)

第4条 呼値の制限値幅に関する規則に定める呼値の制限値幅の基準値段が定まるまでに行われた呼値のうち、当該基準値段が定まった時において同規則に定める呼値の制限値幅の上限の値段を超えることとなる買呼値又は下限の値段に満たないこととなる売呼値は、当該呼値が行われた時からそれぞれ上限又は下限の値段により行われていたものとみなす。

(成行呼値等の禁止)

第5条 当取引所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。

(呼値の方法等)

第6条 売買システムによる売買の呼値は、取引参加者端末装置からその内容を入力することにより行うものとする。

2 売買システムによる売買以外の売買の呼値は、その内容を当取引所が適当と認める方法により当取引所に通知することにより行うものとする。

3 業務規程第12条第2項に規定する売買における次の各号に掲げる呼値は、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

(2) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

(空売りの区分)

第7条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、新たに上場された銘柄（次の各号に掲げる銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。

(1) 当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄

(2) 当取引所がその都度指定する銘柄

(特別気配表示による呼値の特別周知)

第8条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「特別気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。

2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都

度定めるものとする。

3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場申請日以降の日募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等が行われた銘柄（以下「公募等銘柄」という。）については、当該発行価格、売出価格又は特定投資家向け売付け勧誘価格とする。この場合において、当該発行価格、売出価格又は特定投資家向け売付け勧誘価格について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げる。

(2) 公募等銘柄以外の銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案して定める。

4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の表に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付にかかる権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。

気配値段		値幅	
200円未満のもの		上下	5円
200円以上	500円未満のもの	〃	8円
500円以上	700円未満のもの	〃	10円
700円	〃 1,000円	〃	15円
1,000円	〃 1,500円	〃	30円
1,500円	〃 2,000円	〃	40円
2,000円	〃 3,000円	〃	50円
3,000円	〃 5,000円	〃	70円
5,000円	〃 7,000円	〃	100円
7,000円	〃 1万円	〃	150円
1万円	〃 15,000円	〃	300円
15,000円	〃 2万円	〃	400円
2万円	〃 3万円	〃	500円
3万円	〃 5万円	〃	700円
5万円	〃 7万円	〃	1,000円
7万円	〃 10万円	〃	1,500円
10万円	〃 15万円	〃	3,000円
15万円	〃 20万円	〃	4,000円
20万円	〃 30万円	〃	5,000円
30万円	〃 50万円	〃	7,000円
50万円	〃 70万円	〃	1万円
70万円	〃 100万円	〃	1,500円
			円
100万円	〃 150万円	〃	3万円
150万円	〃 200万円	〃	4万円
200万円	〃 300万円	〃	5万円
300万円	〃 500万円	〃	7万円
500万円	〃 700万円	〃	10万円
700万円	〃 1,000万円	〃	15万円

1, 000万円	〃	1, 500万円	〃	〃	30万円
1, 500万円	〃	2, 000万円	〃	〃	40万円
2, 000万円	〃	3, 000万円	〃	〃	50万円
3, 000万円	〃	5, 000万円	〃	〃	70万円
5, 000万円以上のもの			〃		100万円

- 5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(連続約定気配の表示)

第9条 当取引所は、一の呼値による急激な価格変動を抑止する観点から当取引所が必要と認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。

- 2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定気配表示が行われている場合について準用する。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第21条第1号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。